

## 副食費の免除について

### 【徴収免除対象者について】

◆10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。

- ・ 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

### 【1号認定子ども】

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収 270 万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収 360 万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収 680 万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収 680 万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料副食費とも無償化・免除されており、引き続き免除となる範囲

これまでも保育料は無償化されているが、今回新たに副食費が免除となる範囲

今回、新たに副食費が免除となる範囲

### 【2号認定子ども】

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収 260 万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収 330 万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収 360 万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収 470 万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収 640 万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収 930 万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収 1,130 万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収 1,130 万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費が免除となる範囲

今回、新たに副食費を免除となる範囲

### 【第3子以降の算定基準】

年収・認定区分に応じて、下表の該当する子どもを対象に、年長から第1子、第2子、第3子と算定

	1号認定子ども	2号認定子ども
年収 360 万円未満相当	年齢制限なし（別居・別生計含む）	
年収 360 万円相当以上	小学校第3学年終了前（同一世帯のみ）	小学校就学前（同一世帯のみ）